

最近の裁判例

1 平成 20 年度及び平成 21 年度の国敗訴事案の評価のポイント

※ 平成 20 年度及び平成 21 年度の判決件数 73 件のうち、
敗訴件数は 11 件（10 事案）

2 複数の出来事が存在し、総体としての心理的負荷の程度を 強度と評価した裁判例

1 平成20年度及び平成21年度の国敗訴事案の評価のポイント

番号	具体的出来事	被告(国)の認定・評価	裁判所の認定・評価
「会社で起きた事故(事件)について責任を問われた」(平均Ⅱ)			
1	被災者の部下が取引先に被災者を中傷したビラを撒いたことについて責任を問われ、配置転換された事案。	中傷ビラの内容は事実無根であり、処分もなく、配置転換も左遷とはいえないことから、出来事として該当しないか、該当するとしても、強度の心理的負荷を与えるようなものではないことは明らかである。この点について、専門部会においても本件の業務による負荷は「中」程度であるととしている。 【時間外労働】最大で月59時間28分と認定	中傷ビラ問題で上司から約2時間にわたり糾問的に逐一詳細な事情聴取を受け、親会社(取引先)への立入禁止も告げられていること等から、「会社で起きた事件について責任を問われた」当てはめ、事情聴取の状況から強度を「Ⅲ」と評価。 さらに、長年従事した事業から外されるという事態が予測されること等を評価して、総合評価は「強」とした。 【時間外労働】 国の認定と同様
「ノルマが達成できなかった」(平均Ⅱ)			
2	開発段階から関与していたシステムが販売不振でシェアを拡大できず、長時間労働もみられる事案。	ノルマ(売上目標)の未達成について、発病前6か月にはまだ確定しておらず、一時期は売上げが回復基調にもあったこと等から、心理的負荷の強度を修正すべき事案ではない。 月100時間を超える時間外労働は、発病前6か月の間に長時間化したものではなく、十分な休日を取っていること等から評価しない。 【時間外労働】最大で月121時間と認定	システムの販売不振等は、同システム事業の存続の危機を感じさせるもので、その責任者であった被災者に相当強い心理的負荷を与えるものと評価。 月100時間を超える時間外労働は、業務上の出来事についての心理的負荷の強度を強とするに足りる長時間労働に当たるとした。 【時間外労働】国の認定と同様

番号	具体的出来事	被告(国)の認定・評価	裁判所の認定・評価
「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」(平均Ⅱ)			
3	生産ライン立上げプロジェクトに従事し、月40～85時間の時間外労働もみられた事案。	プロジェクトのうち、試作品製造開始に向けて業務量が増加したことを「仕事内容・仕事量の大きな変化があった」(平均Ⅱ)に当てはめた。 また、担当工程でトラブルがたびたび発生したことを、「ノルマが達成できなかった」(平均Ⅱ)に当てはめ、特に大きなトラブルはなかったとして「Ⅰ」に修正するが、恒常的な長時間労働から「Ⅱ」に再修正。 出来事に伴う変化等は、それぞれ特に過重とは認められず、総合評価は「強」に至らないとした。 【時間外労働】最大で約92時間と認定	プロジェクトについて、被災者は、新規性のある、心理的負荷の大きい業務に従事し、厳しいスケジュールが課され、精神的に追い詰められた状況の中で、多くのトラブルが発生し、さらに作業量が増え、上司から厳しい叱責に晒され、その間に本件会社の支援が得られないという過程の中で、その間、長時間労働を余儀なくされており、以上の事情は関連して重層的に発生し、被災者の心理的負荷を一貫して亢進させていったもので、精神障害を発症させる程度に過重であったとした。 【時間外労働】最大で102時間30分と認定
「勤務・拘束時間が長時間化する出来事があった」(平均Ⅱ)			
4	難易度が高く、精神的な緊張も強いられる業務において、時間外労働が増加し、発症1ヶ月前には月100時間を超える時間外労働時間となった事案	ODA関連業務に関する新規開拓の成果があがったこと等に伴い、発症前の時間外労働が増加している状況から「勤務・拘束時間が長時間化した」(Ⅱ)に当てはめ、業務内容は通常の業務の範疇に属しており、業務と能力・経験にギャップは認められないことから強度の修正はしない。 出来事に伴う変化等は、それぞれ修正すべきものはなく、ペナルティを受けたことがないことや仕事の困難性等の事情を勘案すると、「特に過重」とは認められず、総合評価は「中」とした。 【時間外労働】最大で115時間と認定	所定外労働時間数については、自殺前2ヶ月は労働時間の面からする過重性判断の指標として参考とすべき月100時間を優に超える過重なものとなっていた。また、同3～6ヶ月前はおおむね月80時間程度の時間外労働を行っていた。そして、これは同8ヶ月前から確実に増加してきた結果であったから、所定外労働時間だけみても強いストレスを引き起こすものである。 【時間外労働】国の認定と同様
5	新規採用者が、2日間の集合研修終了後、新たに新店に配属され、多忙で、上司から叱責を受けていた事案。(採用後17日で自殺)	時間外労働を「勤務・拘束時間が長時間化した」(平均Ⅱ)に当てはめ、開店後の一過性のものとして修正なし。 また、上司との関係を「上司とトラブルがあった」(平均Ⅱ)に当てはめ、店舗マニュアルに沿うように厳しい指導がなされていたものと推定され、いじめのような状況でなく、「Ⅰ」に修正。 恒常的な長時間労働、仕事内容の大きな変化はなく、上司が店を離れたこと等から、「特に過重」とはいえず、総合評価は「中」とした。 【時間外労働】総労働時間数が、出勤日数15日間で158時間と認定。	実地研修等を経ずいきなり新規開店の店舗で、初めて正社員として勤務し、身体的な負担もあったこと、予想を大幅に上回る繁忙のため余裕がなく、労働密度は高く、長時間労働に連日従事し、心身ともに疲弊していたこと、パートらへの教育等正社員としての高い水準を要求され、かつ、上司からきつい口調で厳しく叱責されていたこと等の負荷を認定。 そして、被災者の年齢(23歳)、正社員の経験がないこと、業務内容、労働時間、責任の大きさ、裁量性のなさ等が相乗効果的に作用したことが強くうかがわれることを総合し、業務による心理的負荷は、精神障害を発症させる程度に過重と評価。 【時間外労働】総労働時間数が、出勤日数15日間で178時間と認定。

番号	具体的出来事	被告(国)の認定・評価	裁判所の認定・評価
「出向した」(平均Ⅱ)			
6	転居を伴う単身赴任となる出向をし、出向先でこれまでは経験のなかった機械の設計の業務を行った事案。	出向(徳島(本社)→東京(子会社))について、職業人が出向に伴い通常経験する範囲の事柄である等から、修正せず強度は「Ⅱ」とした。 また、出向後の業務(休日労働2日間も含め13日間休日なしで勤務したこと及び連日2～4時間の時間外労働)は深夜に及ぶような極端な長時間労働ではなく、出向元からの支援もあることから、相当程度の心理的負荷があったとは評価しない。 【時間外労働】最大で月74時間と認定	出向について、出向命令の時期が予測されたものではなく、単身赴任となること、期間が長期間にわたることも予想され、人選にやや疑問があることから、「Ⅲ(強)」に近い「Ⅱ」と評価。 また、出向後の業務について、13日間に休日なしで43時間の時間外労働をし、経験のない業務を、実現不可能な納期で命じられ、かつ、相談できる上司等や業務を命じることができる部下もいないことから、「Ⅱ(中)」と評価し、出向と出向後の心理的負荷を総合的に評価すると「Ⅲ(強)」にあたるとした。 【時間外労働】国の認定と同様
7	長年研究職に従事した労働者が出向により現場監理職となり単身赴任し、また、出向先で被災者が指摘した防波堤工区の危険性について問題ないとされ、この問題によって関係者との関係が悪化した事案。	出向(東京(本社)→北九州(子会社の事務所))は、単身赴任や業務環境の変化など一定のストレスがかかるものであったが、業務が全く異質というのではなく、緊急を要する問題や特に解決すべき問題はないこと等から、業務が過酷であったとはいえないと評価。 工区の危険性についての被災者の指摘は、既に解決済みであったものの、再度ミーティングで検討し問題はないという結論に至った。被災者がその後も一人で検討を続けたことは業務とはいえず、これにより関係者との間に不協和を生じたとしても、業務上の心理的負荷として評価しない。 【時間外労働】長時間労働の実態になかったとして、具体的な時間数は、認定しなかった。	研究職から現場監理職となる出向、勤務地の変更、単身赴任が極めて大きな心理的負荷となり、これが継続しているところで、防波堤工区問題によって相当に強い心理的負荷を受け、加えて、部下の欠勤等への対応、業務委託先社員の問題、関連会社と良好な関係が気付けないことが心理的負荷となったもので、こうした事情は、強度の心理的負荷を与える過重なものであり、社会通念上、精神障害を発症させる程度の危険を有するものとした。 【時間外労働】最大で月34.5時間と認定

番号	具体的出来事	被告(国)の認定・評価	裁判所の認定・評価
「配置転換があった」(平均Ⅱ)			
8	給油所から金融営業へ配置転換された事案。	給油関係の部署から貯金専任渉外係(共済保険の加入促進業務担当)への配置転換は、特別な知識等は要求されず、目標設定も同僚より少なく、本人の希望でもあったことから心理的負荷は「Ⅱ」と評価し、時間外労働の増加は顕著といえず、研修や上司・同僚のアドバイスもあったため過重と評価しない。 【時間外労働】1日2時間程度と認定	全くの畑違いの業務に従事させる配置転換は過度に大きな心理的負荷を与えたとし、経験者と同様の目標設定を受け、実績は皆無で援助体制は機能していない状況から心理的負荷を増長させたと評価。 【時間外労働】1日4.5時間程度と認定
9	中国に工場を建設するプロジェクトの担当になったが、同プロジェクトには遅延が生じた事案。	工場の中国移転プロジェクトチームの推進メンバーに選ばれたことを「配置転換があった」(平均Ⅱ)に当てはめ、これまで各種チームのリーダーを経験し、配置転換後も職務等に大きな変化はなかったこと、プロジェクトの遅延に被災者が責を負うことはなかったことから心理的負荷の強度は修正せず、また、過重な時間外労働は認められないこと、プロジェクトの総責任者ではなく仕事の内容や責任に大きな変化はなかったこと等から、「出来事に伴う変化等」も過重とは認められず、総合評価は「中」とした。 【時間外労働】認定しなかった。	中国に新工場を建設するというプロジェクトの設備面の責任者となったことは「配置転換」があったに該当するが、プロジェクトの重要性から実質的には「新規事業の担当になった」ともいうべきで、本件プロジェクトの設備面での遅延や、現地設計事務所との折衝などの困難性等から強い心理的負荷が認められ、「Ⅲ」に修正。 長時間労働は認められないが、仕事の内容・責任の変化や、プロジェクトが遅延し改善について明確な見通しが持てない状況にあったこと、中国での職場の人間環境は日本人が少なく意思疎通も困難であったこと、そのような中で現地法人への出向を告げられたことから、相当程度過重であり、総合評価は「強」とした。 【時間外労働】認定しなかった。

番号	具体的出来事	被告(国)の認定・評価	裁判所の認定・評価
「業務上の傷病により6か月を超える期間にわたって療養中の者に発病した精神障害」(特別な出来事等)			
10	じん肺の病状が徐々に悪化していった事案。	本件精神障害の発症前おおむね6か月間において、じん肺の病状の急変やじん肺による極度の苦痛発生は認められないとして評価しない。	発症前おおむね6か月間に病状の急変や極度の苦痛発生がないことをもって業務起因性を否定するのは相当でないとした。 本件は、発病前の約1年間、身体症状から病状悪化を認識せざるを得ない状況にあり、介護者に負担をかけ続けながら、解放されることのない苦しみに耐え、死の恐怖におびえながら生きていかなければならないという自らの状況を深く自覚することになったとして、心理的負担は相当程度に過重と評価。

2 複数の出来事が存在し、総体としての心理的負荷の程度を強度と評価した裁判例の概要

○ 平成21年5月18日東京地裁判決（国敗訴）

（概要）

被災者は、平成2年に電気機械器具製造会社に入社し、技術者として生産技術プロセス開発等に従事し、平成12年4月ころから平成13年7月まで、新規液晶生産ライン開発プロジェクトであるM2ラインプロジェクトの業務に従事したが、平成13年4月ごろに精神障害を発病したものの。

（複数の出来事の評価に関する判旨）

以上のように、原告の業務をめぐる状況を見ると、原告は、新規性のある、心理的負荷の大きい業務に従事し、厳しいスケジュールが課され、精神的に追い詰められた状況の中で、多くのトラブルが発生し、さらに作業量が増え、上司から厳しい叱責に晒され、その間に本件会社の支援が得られないという過程の中で、その間、長時間労働を余儀なくされていた。以上の原告に対する心理的負荷を生じさせる事情は、それぞれが関連して重層的に発生し、原告の心理的負荷を一貫して充進させていったものと認められるのであり、上記のような原告の業務による心理的負荷は、社会通念上、客観的にみて、精神障害を発症させる程度に過重であったといえる。

以上によれば、原告の業務による心理的負荷は、社会通念上、客観的にみて、精神障害を発症させる程度に過重であり、原告の精神障害の発症は、業務に内在する危険が現実化したものといえ、その余の点を検討するまでもなく、原告の精神障害について業務起因性を認めることができる。

業務起因性を否定するA労働局地方労災医員協議会及びB医師の意見は、上記の心理的負荷の強度について、個々の要因を分析して、必ずしも強度の心理的負荷とはいえないと評価するものである。上記の個々の分析的な評価自体を肯じる余地はないわけではないが、上述のとおり、本件における原告の心理的負荷は、M2ライン立ち上げプロジェクトに関与し始めた時点から、原告は、上述のとおり複数の要因に重層的に晒されたことに大きな特色があるのであり、上記の意見のように、分析的、個々の的にして必ずしも強度でないという評価をすることが相当であるとは考えられない。